

令和6年12月18日

第18回総会議事録

福島市農業委員会



事務局長 中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

次長 6番 野崎俊幸委員より欠席の旨、届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第18回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を、議長より指名させていただきます。

8番：浪岡真澄委員、20番：齋藤貴裕委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

次長 【議案第1号から報告までを上程する。(137件)】

合計137件、令和6年12月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転21件、賃貸借権設定3件、区分地上権設定5件、計29件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3ページ6番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 柴山委員(発言を許可する。)

3番 整理番号1番から6番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、申請地を生前贈与するための申請です。譲受人は夫婦で家庭菜園をする予定です。整理番号2番、3番ですが、5年前に就農した譲受人が、経営規模拡大のため賃貸借権設定し、農地を取得するための申請です。譲受人は年々力をつけまして、農業規模拡大というところまで来ています。整理番号4番ですが、譲渡人の妻が体調不良のため、今の面積を1人で耕作することが難しく、譲受人に申請地を譲るものです。申請地は譲受人の自宅前で、耕作に大変利便性があるということです。整理番号5番ですが、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外在住のため耕作が難しく、現在耕作している譲受人に購入して欲しい

とお願いし、農地の所有権移転をするための申請です。議案第4号とも関連しておりますが、申請地内の農業用施設を活用しつつ、譲受人が経営する仕出し屋でも使用する野菜などを耕作していく予定です。整理番号6番ですが、譲渡人が農地を相続しましたが、農業をやらないということで、申請地の近くで耕作していた譲受人に、申請地を贈与する案件です。以上6件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号7番から4ページ11番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号7番から11番について説明いたします。整理番号7番ですが、譲受人が以前から申請地を借りており、最初は荒地でしたが整地して、現在は3年目位のもの木が植えてあり、収穫ができるようになりました。譲渡人から購入して欲しいと申し出があり、所有権移転をするものです。整理番号8番ですが、譲渡人の父が入院し、譲渡人がまだ就農して1年になっていないため、申請地の面積を耕作できないため、譲受人に所有権移転をするものです。整理番号9番、10番は関連していますので一緒に説明いたします。申請地を分筆し、分家住宅用地と自家消費栽培の畑として使用するため、所有権移転するものです。整理番号11番ですが、譲渡人は引っ越しをする予定で、譲受人が自宅と隣接している申請地を耕作するため、所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号12番から15番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号12番から15番について説明いたします。整理番号12番ですが、譲受人が以前より申請地を借りて耕作していましたが、譲渡人が売却したいということで、譲受人が購入し耕作する案件です。整理番号13番も同様で、譲受人が耕作している申請地を、引き続き耕作する案件です。整理番号14番ですが、以前から違反転用状態であり、耕作を行うには、原状復旧を行う必要があった土地です。農業委員と事務局で何度も現地確認し改善されたため、今回所有権移転をするものです。整理番号15番ですが、譲受人が市外在住のため、通いで耕作できるのか区域協議会で議論になりましたが、書類や話の内容で特に問題ないと判断し、地元の農業委員と推進委員で見守っていきたいと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 5ページ、区域番号4番、整理番号16番から19番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号16番から19番について説明いたします。整理番号16番、17番は、関連していますので一緒に説明いたします。譲渡人と譲受人は親族です。今回、譲受人が農地の管理をまとめて行うことになり、親族間で所有権移転をするものです。関連議案が報告第5号にあり、特に問題はありません。整理番号18番ですが、親子間の生前贈与で、譲受人は一生懸命耕作しているので問題ありません。整理番号19番ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人が申請地を相続しましたが県外在住で耕作が難しく、現在は譲受人の父親が申請地を耕作しており、今回、農業をしている譲受人に贈与するものです。4件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号20番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 安齋委員（発言を許可する。）

15番 整理番号20番について説明いたします。今年の6月、11月の総会で承認された案件で、営農型太陽光発電に係る区分地上権設定をするものです。じゃがいもを耕作し、老人ホームに販売する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 6ページ、区域番号6番、整理番号21番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号21番について説明いたします。譲受人が自宅側の農地を使用し、きゅうり、トマト、大根などの自家消費用の野菜を作るための所有権移転であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長

区域番号7番、整理番号22番から7ページ29番までの8件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番

議長24番（発言を求める。）

議長

玉根委員（発言を許可する。）

24番

整理番号22番から29番について説明いたします。整理番号22番ですが、以前から自作地続きで耕作利便のため耕作しており、今回所有権移転をするものです。整理番号23番ですが、少し大きな農地を探していたところ、申請地が見つかり所有権移転するものです。整理番号24番ですが、申請地は共同名義になっておりまして、譲渡人の申請地を譲受人に贈与で持分の所有権移転をするものです。整理番号25番ですが、営農型太陽光発電設備下部で営農するための賃貸借権を設定するものです。整理番号26番から29番ですが、営農型太陽光発電に係る区分地上権設定をするものです。周辺農地に影響もなく、太陽光発電設備の下部では、牧草を栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

2番

議長2番（発言を求める。）

議長

佐藤委員（発言を許可する。）

2番

区域の方に対する質問ではなく、事務局に質問です。営農型太陽光発電が増えているように思います。今回の申請にありました、市外在住の方が福島市の農地で営農する裏付けや信用度は事務局で確認しているのかと、下部は農作物を作るということで、福島市も含めて他の区域でも実績がどの程度あるのか、承知している部分だけでも教えていただきたいと思えます。長年やっていけば、太陽光発電が駄目になるのか、農地が駄目になるのか、例えばですが、農地が駄目になり使われなくなって遊休農地になった場合は、どのような対処をすればよいのか教えていただきたいです。

議長

事務局お願いします。

次長

営農型で営農する場合の審査を含めた内容についての確認ですが、事務局に申請が上がったときに、営農計画書を提出していただいております。何の作物を耕作するのか、作物は販売するのか自家消費か等、営農に関する計画という形で提出してもらい、内容を確認し申請を受理しています。ソーラーシェアリングの部分で、全国の件数等は今資料を持ち合わせていないので報告できないところです。福島市全体ですと8件あり、今回も含めて徐々に増えてきている状況です。農地が駄目になった場合の対処があるのかということに関しましては、営農型で太陽光発電を設置する場合に、そのパネルの下の営農部分は、収量8割を確保するというのが前提になっております。毎年、実績報告をいただくようになります。収量が達していない場合は、気象の影響等があれば別ですが、通常の耕作をしていて、そこまでの収量が上がっていなければ、指導することになります。それでも改善が見られない時には、一時転用ですので期間が終了したときに、再度、申請があつたとしても許可になりません。

事務局長

補足説明させていただきます。今回出ている法人、2団体につきましては、法人の内容、農業の持続性につきまして、農業企画課で書類を精査した上で、補助金を交付しています。今

回につきまして市長部局、農業企画課、農業委員会でも内容をチェックした上で、今回、議案の上程をさせていただいた経緯があります。

議長 佐藤委員よろしいでしょうか。

2番 はい。分かりました。ありがとうございます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 営農型に関し1つ聞きたいことがあります。今の案件と類似していますが、申請された内容を許可するということは、申請する条件が揃っていれば、許可をすると私は聞いたことがあります。どんな状況でも、条件が全部揃えば許可をせざるを得ないのでしょうか。わかる範囲でお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 事務局お願いします。

次長 武田委員がおっしゃる通り、書類が上がったときに、事務局で法律に基づいた申請内容かチェックをしますが、決められた審査項目が不許可の要件に当たらない場合については、条件が揃えば許可せざるを得ない状況になります。

議長 武田委員よろしいでしょうか。

19番 そういうことになっているのですね。わかりました。大丈夫です。

議長 その他ございませんか。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 譲渡人の年齢が44歳で、この土地は農地ですが、譲渡人はいつから農地を取得していたのか分かりますか。以前賃貸借契約を結んでいるのであれば、別に問題はないのかと思います。

次長 登記簿があるので確認しておりますが、譲渡人は令和2年11月、12月に取得しています。

14番 分かりました。

議長 その他ございませんか。

〔発言なし〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から29番までの29件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の8ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定6件、使用貸借権設定1件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）  
 7番 整理番号1番について説明いたします。議案第1号、整理番号10番の関連案件です。譲渡人の申請地と交換して分家住宅を建てるものです。譲受人ですが他1名は妻で、共同名義で申請地を購入し分家住宅を建てる所有権移転の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 次長 区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 11番 議長11番（発言を求め。）  
 議長 菅野委員（発言を許可する。）  
 11番 整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番ですが、譲受人は運送会社で、申請地周辺の土地を借りて使用しており、現在地目は田となっておりますが作付されておらず、賃借権設定し露天駐車場にするものです。整理番号3番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人の家の脇に離れ屋を建てるものです。離れ屋とは、水回りの工事が無い休憩する場所のことです。2件とも周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 次長 区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 15番 議長15番（発言を求め。）  
 議長 安齋委員（発言を許可する。）  
 15番 整理番号4番、5番について説明いたします。整理番号4番ですが、議案第1号で承認された営農型設備の杭、私設柱、分電盤及びパワーコンディショナーを設置するための賃貸借権の申請です。整理番号5番ですが、譲受人の自宅から道路に出るのに不便で、一般住宅拡張することにより便利になるため所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 次長 9ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 20番 議長20番（発言を求め。）  
 議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号6番について説明いたします。西道路改良工事のため仮設事務所及び露天駐車場敷地として使用するための一時転用で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号7番から9番について説明いたします。3件とも、太陽光発電設備の設置のため、一時転用をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の10ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 柴山委員（発言を許可する。）

3番 整理番号1番について説明いたします。11月19日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。調査の結果、申請地は山林化しており農地復元は困難と判断しました。  
ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のと

おり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の11ページをご覧ください。議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 柴山委員（発言を許可する。）

3番 整理番号1番について説明いたします。申請地は先ほど説明しました3条申請の関連案件です。昭和37年に養鶏をするために建しましたが、その後、養鶏を辞め現在は建物を利用し通路を含む200㎡未満の農業用施設として、トラクターの車庫並びに農機具や肥料の倉庫として使われていることを確認しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の12ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

13ページ、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番、2番ですが、借受人は後継者で家族経営をしており、2人とも大規模にもも、ハウス、水稻を耕作しているので問題ないと判断いたしました。整理番号3番ですが、貸付人は高齢で手が回らないため、借受人に賃貸借権設定するものです。現在ももが成木になっており、来年度から収穫できる状態になっております。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号4番から14ページ12番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号4番から12番について説明いたします。借受人はすべて同じ方で、借受人の父親が借りている農地を息子さんが引き継いで耕作する案件です。新規に借りた申請地は、借受人の名前で農業振興公社を通し貸借する案件で、借受人はきちんと耕作していますし、父親に協力してもらえるので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号15番が取下げとなりましたので、整理番号13番及び14番、15ページ16番及び17番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号13番、14番、16番、17番について説明いたします。整理番号13番ですが、借受人は2、3年前から同じ地区内に農地を借りて、もも等を作付けしております。申請地は樹園地継承事業の対象地で、ももはすぐに収穫できる状態です。区域協議会では、貸借料が高いと議論になりましたが、すぐに収穫できる状態ですし、貸付人と借受人が協議して納得しているなら問題なしと判断しました。整理番号14番ですが、借受人は新規就農で、ももの栽培を始めるという使用貸借ですが、申請地につきましても、まだ何も植栽していない状態なので、賃借料が発生しないということです。整理番号16番、17番ですが、借受人が同一で、申請地は現在、借受人の父親が耕作しており、今回父親が借りている農地を借受人が引継ぎ耕作をするものです。借受人は、一生懸命耕作をしていますので、問題なしと判断しました。ご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号18番から20番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号18番から20番について説明いたします。整理番号18番ですが、新規でぶどうを栽培する予定です。整理番号19番ですが、当初2人で梨畑を借りて耕作をしていました

が、1人が農地を解約したため借受人が引き継いで耕作するものです。整理番号20番ですが、借受人は外国の方ですが、野菜栽培が優秀な方々で、空いている農地を探しながら、手伝ってくれる仲間もたくさんいるようで、立派な栽培をしているので、問題なしと判断しました。ご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の16ページをご覧ください。議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

17ページ、区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 安齋委員（発言を許可する。）

15番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、申請者の住宅を建てる際に、工事用車両の駐車場として申請地にコンクリートパネルを敷いて駐車スペースとして利用していました。住宅が完成し、コンクリートパネルを撤去しないまま駐車場としてそのまま利用していました。今回、除外申請にあたりパネルを撤去し農地に回復するものです。整理番号2番ですが、工場設置の要件として、ある程度の面積以上になった場合には、面積の25%は緑地として確保しなければいけないという法律があり、社員駐車場と工場敷地緑地確保のため、今回除外申請をするものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号3番について説明いたします。露天駐車場の案件ですが、区域協議会で懸念があるということになりました。周辺は果樹園地帯のため、露天駐車場として整備すると、駐車している車に散布した農薬がかかった場合など、トラブルが発生することも想定されますので、区域協議会では、農用地区域の除外にあたっては、農家が実施する防除活動等に支障が生じ

ないように、具体的な対策を講じることを条件とするように求めることを意見いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

2番 今の案件は、区域協議会からの意見として、文面で表現されておりますが、当事者にはどのように繋がっているのですか。総会場で、区域協議会の意見はこうですと言って終わってしまうのか。終わらせるのか。当事者にはどのような形でそれを繋いでいるのか教えていただきたいと思います。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 ただいまの案件は、農用地区域の一部変更に対する意見についての案件で、当事者同士の具体的な対策の話し合いは、今回の審議が終わってからの話になります。今回は区域協議会の委員から意見があり、区域協議会としてはこのような意見を有するという事です。当事者同士は、この後5条申請があがってくると思うので、その時に具体的な対策を確認するという段取りです。今回は農振除外に対する農業委員会の意見として、厳しく対応するという案件です。

議長 よろしいでしょうか。

2番 はい。わかりました。

議長 その他ございませんか。

[発言なし]

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。なお、整理番号3番については、今ほど区域協議会から出された意見を付しての採決といたします。お諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、整理番号3番に区域協議会の意見を付して原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の18ページをご覧ください。議案第7号 遊休農地の区分の半断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、「遊休農地ではない」と判断されました。区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号1番について説明いたします。補助金を利用したいということで申請が上がってきましたが、現地確認の結果、保全管理されているので遊休農地ではないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
異議なしと認め、議案第7号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告を事務局よりお願いします。

次長 議案書19ページ、報告第1号から39ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。  
閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。

会長代理 「尾形会長代理より閉会の言葉」  
慎重審議ありがとうございました。  
これで、第18回総会を終了いたします。

(午後3時45分)

令和6年12月18日

これは、福島市農業委員会第18回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

---

議事録署名人8番 浪岡 真澄

---

議事録署名人20番 齋藤 貴裕

---